

静岡県文化センター使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第73号

静岡県文化センター使用料条例の一部を改正する条例

静岡県文化センター使用料条例（昭和45年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表 (略)				別表 (略)			
区分	使用時間 9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	区分	使用時間 9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで
講堂（レクチャールーム）	2,900円	4,900円	7,800円	講堂（レクチャールーム）	4,000円	6,600円	10,600円
会議室（視聴覚モデルルーム）	1,750円	2,950円	4,700円	会議室（視聴覚モデルルーム）	2,400円	4,000円	6,400円
会議室（中集会室）	900円	1,600円	2,500円	会議室（中集会室）	1,300円	2,100円	3,400円
会議室（小集会室A）	550円	1,000円	1,550円	会議室（小集会室A）	800円	1,300円	2,100円
会議室（小集会室B）	300円	550円	850円	会議室（小集会室B）	450円	750円	1,200円
展示室	1,150円	1,950円	3,100円	展示室	1,600円	2,600円	4,200円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に承認した静岡県文化センターの使用に係る使用料の額は、改正後の別表の規定にかわらず、なお従前の例による。